

チュニジアにおける身分法と女性運動

宮 治 一 雄

- I. はじめに
- II. ブルギバ体制と身分法制定
- III. 民主化と女性運動
- IV. ベンアリー政権と身分法改正
- V. おわりに

I. はじめに

1956年8月13日にチュニジアで、身分法（アラビア語で Majallat al-ah-wal al-shafsiya, フランス語では Code de statut personnel, 私的関係法という訳もある）が制定された。同年3月20日のチュニジア独立からわずか5ヶ月後、翌57年に共和制に移行する以前のことである。内容からいうと家族法にあたるものであるが、後に詳細を述べるように複婚制を禁止するなど、イスラーム諸国ではトルコ以外に前例のない規定が盛り込まれていたことが特徴的であった。身分法制定当時、ブルギバ（Habib Bourguiba）は首相の地位にあったが、翌年の共和制移行とともに大統領に就任し、以来、1987年までブルギバ政権が継続した。なぜ、独立直後で政治体制が安定する以前に、そのような革新的な身分法が制定されたか？ ブルギバ政権にとって身分法制定はどのような意味をもっていたか？

ブルギバ政権は、独立国家の体制を作り上げるとともに、50年代は民族主義と近代主義、60年代は社会主义の理念によって国民を動員し、権力を一身

に集中して権威主義体制を固めた。しかし、70年代に入ると開発主義・福祉主義による国民動員が次第に機能しなくなり、民主化を要求するさまざまな形態の社会運動に直面することになった。そのなかで女性運動は、どのような地位にあり、どのような役割を果たしたのだろうか。

ブルギバ体制は次第に弱体化し、87年に後継者とみなされたベンアリー (Ezzeddine Ben Ali) によって倒され、それ以来ベンアリー政権が存続している。ブルギバ時代にも、数度にわたって身分法に細かい改正が加えられたが、1993年になって重要な改正が行われ、一連の女性政策が実施された。ベンアリー政権にとって身分法の改正や一連の女性政策は、どのような意味をもっていたのだろうか。また女性運動は、それによってどのような影響を受けたのだろうか。

本稿の目的は、このようないくつかの疑問に答えることである。以下、Ⅱでは身分法の内容を検討するとともにブルギバ体制について概括し、Ⅲでは民主化過程で展開された社会運動とくに女性運動について述べる。Ⅳではベンアリー政権下における社会運動とくにイスラーム運動に対する対策と女性政策について述べ、最後にⅤでマグレブ三国（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）における他国と比較しながら、チュニジアの女性運動の特色について考察して結論に代えたい。

II. ブルギバ体制と身分法制定

はじめに1956年の身分法の内容について簡単に述べておこう。

チュニジアは1881年から1956年まで保護領 (Protectorat) として、フランスの植民地統治下にあった。名目的な支配者としてフサイン朝のベイ (Bey, 本来はオスマン帝国の総督を意味したが、オスマン帝国から自立が進むとともに世襲の国王と同様の地位にあった) が維持されていたが、外交・内政とともにフランス外務大臣が任命する統監 (Résident général) が実権を掌握していた。いわゆる移住植民地としてフランス人をはじめヨーロッパ人が移住して、人口では約7%に過ぎなかったにもかかわらず、多数を占めるチュニジア人（当時の用語法では原住民あるいはムスリムとよばれた）

を支配していた。植民地体制では、いわゆる分割統治政策の一環として少数のユダヤ人も重用された。身分法と密接な関係があるのは、私法とくに家族法についてキリスト教徒にはフランス法、ユダヤ教徒にはユダヤ法、ムスリムにはイスラーム法が適用されていたことである。56年法の制定当時、適用を受けたのはムスリムだけであり、そのために身分法と呼ばれたのであった。同法の制定以前、ユダヤ法と同様にイスラーム法は成文化されておらず、婚姻や相続についても法学派によって細部の規定が異なり、多様な解釈が行われる可能性があった。したがって身分法制定の意義は、イスラーム法の成文化ではなく新たな家族法が制定されたことにあり、翌57年にはキリスト教徒、ユダヤ教徒を含むすべての国民が同法の適用を受けることになった。つまり同法は、チュニジアの独立に伴って実施された国家体制整備の一環であったということである。

身分法は213条からなるが、主要な特徴だけを列記しておこう。テキストはフランス語原文（République tunisienne 1976）とアラビア語原文からの日本語訳（黒田美代子 1990）を参照したが、コメントとしてフランス語のもの（Chamari 1991）やフランス語からの抄訳（塙陽子1999）も刊行されている。

- ①結婚は、夫婦の合意によって成立し（第3条）、未成年の場合は後見人の承認が必要であること（第6条）。
- ②結婚の成立条件として婚資（マハル mahar）についての規定があること（第12条）。
- ③複婚を禁止し、違反の場合の罰則を設けていること（第18条）。
- ④夫に対しては扶養の義務、妻に対しては服従の義務を定めていること（第23条）。
- ⑤離婚の条件として、裁判所による裁定を課し（第30条）、女性からの離婚申し立ての道をひらいていること（第31条）。いいかえればイスラーム法によるタラーク離婚（夫の一方的宣言による離婚）を禁じていること。
- ⑥相続に関して男女を区別し（第90条）、女子の相続分を男子の2分の1

と定めていること。

以上の点からいえるのは、婚資や相続（②と⑥）についてみられるように基本的にはイスラーム法に依拠しながら、明らかにイスラーム法と異なる条項（③と⑤）が含まれていることである。すなわち、身分法についてしばしば世俗主義が導入されたといわれるがそれは正確ではなく、夫婦が平等ではない条項（④）が含まれていることに見られるように西欧化や男女平等をめざしたものでもなかった。しかも、③と⑤に代表される条項については、決して反イスラーム的ではなく、むしろ「イジュティハード」（イスラーム法の革新）を認めるイスラームの伝統に根ざしていることが強調された。

とはいっても、身分法がベイの名前で発布されていることからもうかがえるように、当時、ブルギバは首相の地位にあり、57年に共和制移行を定めて大統領に就任する以前のことであり、ブルギバ政権の基盤が安定しているとはいえないかった。上述のように独立後の国家体制を作り上げる政策の一環であったとしても、なぜこの時期にブルギバが身分法の制定に踏み切ったか？

ブルギバは、1930年代から民族主義政党である立憲（ドストゥール）自由党の指導者として頭角をあらわし、民族運動を指導してチュニジアの独立を達成した、いわば「建国の父」であった。後に「（民族運動の）最高戦士」という称号を好んで用いたことからもわかるように、ブルギバ政権の正統性の基礎はその点にあった。しかし、56年当時はベイを頂点とする旧勢力が排除されていなかつたし、ブルギバが獄中にあった間、ドストゥール党の書記長であったベンユーセフ（Salah Benyoussef）を支持する党内勢力も健在であった。ベイなどの旧勢力もベンユーセフ派もいずれもイスラーム主義者であったという点で、共通している。かれらのイスラーム主義・守旧主義に対して、ブルギバは近代主義・改革主義をスローガンとしており、身分法の制定によって示そうとしたのは、そのようなブルギバ主義の理念にほかならなかった。身分法の制定後、ブルギバは、イスラーム法による財産制度（ハブース habous、東アラブではワクフ waqfと呼ばれる）を改革しているが、そこには旧勢力の経済的基盤をゆるがすという目的が明かであった。さら

に、総理府にファトワ局と宗教儀礼局を設置してモスクやイマーム（礼拝の導師）・カーディ（裁判官）などイスラーム諸制度に対する国家統制を強めた。イスラーム主義の牙城ともいえるザイトゥーナ・モスク（大学の機能ももつ）の勢力を削ぐために大学をチュニス大学神学部として改組する措置を実施した。ブルギバは、断食が経済活動にとって有害であるとラマダーン月の日中にテレビ出演中ジュースを飲んだことなども有名な話である。

このように反イスラームではないとしても、明らかにイスラーム改革を明白にしたブルギバが、なぜ身分法のような女性の地位に関する分野を改革の対象として選んだか。チュニジアには、1930年に「女性論」を公刊したハッダード（Tahar Haddad）以来、女性の地位向上に関する思想がめばえ（Sraieb 1999），民族運動の歴史においても女性が一定の役割を果たしてきた（Bakalti 1996）。ブルギバ自身がその10年後、66年8月13日（身分法制定を記念して「女性の日」という祝日となった）に行った演説によれば、同法の目的は「（進歩の条件として）女性の地位向上」をはかり、「自由が多くの価値をもつ」ことを示すことにあった（Bormann 1979）。女性問題という分野は近代主義・改革主義という政権のイメージを国内外で高めるうえで、もっともふさわしい領域だったのである。

ブルギバ政権は、その後も59年に制定した憲法で女性の参政権を認め、身分法の部分的改正を7回にわたって行った。その中には養子縁組制度の公認というやはりイスラーム法の伝統的な立場では認められない条項も含まれている（Meziou 1999）。その一方で、チュニジア労働組合総同盟（UGTT）とチュニジア学生総同盟を唯一の合法政党となったドストゥール党の支配下におき、58年にチュニジア全国女性同盟（UNFT）を創立した。女性の地位を向上させるための大衆組織という名目ではあったが、実質的には同党の女性支部として上意下達機関としての機能を果たさせるためであった（Marzouki 1993）。ブルギバは権力を一身に集中し権威主義体制を確立していくが、次のⅢではその過程とともに、その弱体化とともに民主化が進展し、社会運動とくに女性運動がどのように展開されたか、見ることにしよう。

III. 民主化と女性運動

50年代のブルギバ政権は、近代主義・改革主義とともに民族主義の理念によって国民の動員をはかっていたが、60年代から社会主義の理念を導入しはじめた。チュニジアでもエジプトのナセル主義の影響を受けて、社会主義が広範な国民層の支持を受けていたが、1962年に隣国アルジェリアが独立して社会主義の理念による建国にとりかかったことが、直接の契機であった。64年に党名を立憲社会主義党と改め、UGTT書記長であったベンサーラハ (Ahmad Ben Salah) を登用して、外国人資産の国有化、国家主導の工業化政策、独自の協同組合主義の実験に取りかかった。外交政策についてはナセル主義に対抗して中立主義を標榜しながら親西欧的稳健路線を取った点に、ブルギバの pragmatism が現れている。しかも、社会主義が経済危機をもたらすと69年に社会主義から自由主義への転換を宣言し、ベンサーラハを解任して投獄し、ヌイラ (Hédi Nouira) を登用して自由主義的経済政策を実施しはじめた。73年のオイルショックによって小産油国チュニジアにも豊富な石油収入・還流資金が流入し、大規模な開発計画が実施されたという点で、開発主義が国民動員の理念となった。さらに開発の成果があらわれるのを待たずに食料品その他の基本物資の価格を補助金によって低く維持し、教育や医療などの福祉予算をも増額した。これを福祉主義という。開発主義と福祉主義の結果が、財政赤字と国際収支の赤字を増大させ、70年代末にチュニジアは一連の構造調整計画を導入することを余儀なくされた。その結果、生じたのが78年12月のゼネストと物価暴動であった（宮治一雄 1994）。

政権の危機を高めたのは、60年代末からすでに進行していたブルギバ大統領の病気や老齢化による政権の不安であり、この物価暴動を契機にしてブルギバ大統領はヌイラ首相を解任して、ムザーリ (Mohamed Mzali) 首相を任命し、81年には複数政党制への移行を定めた。チュニジア共産党 (PCT)、人民統一運動 (MUP)、社会民主運動 (MSD)、など左翼系、社民系の政党が公認されて選挙活動を展開し、民主化への希望が高まった。とこ

ろが選挙結果を見ると当選したのは与党候補者だけであり、開票過程で不正が行われたという風評がひろがった。好転していた政治情勢が一挙に暗転してしまうが、なかでもブルギバ体制の危機を高めたのは社会運動の展開であった（宮治一雄 1982）。

社会運動とは、民衆運動のなかでも労働運動や学生運動のように運動の理念と組織形態が整っているものに限定されることがあるが、それだけではない。70年代末からイスラーム運動、人権擁護運動、NGO運動のような多様な形態をもつ運動が開始されたが、政治体制に対して大きな衝撃を与えたものとして都市暴動が注目されている（Le Saout et al. 1999）。チュニジアでは上記の1978年につづいて1983年末から84年初頭にかけて、南部の地方都市から首都チュニスまで拡大した物価暴動が発生したが、それがIVで述べるブルギバ体制崩壊の直接的な契機となった（宮治一雄 1985）。女性運動については、労働運動・人権擁護運動・イスラーム運動との関係に注目しなければならない。

女性運動のなかでも政府系のUNFTは、全国に支部をもち60年代には女性の教育・家族計画など社会開発の分野で一定の役割を果たしたが、70年代になると上意下達機関としての限界から活動が沈滞し、女性大衆への影響力を低下させてしまった。70年代末に新たに労働組合女性部や都市の有職女性が中心になり政党や労働組合から自立して、社会や家庭における女性の地位向上やセクシャルハラスメントへの対応など女性独自の課題に対して取り組み始めた。その背景は60年代以降の経済開発と社会変化のなかで、女性の就学率と就業率が高まり、女性の社会進出が進んだことである。女性運動の担い手は、それまで都市の中産階級に限定されていたが、このような変化が女性運動の基盤を拡大し、運動の中心になるのは都市の教育を受けた女性であるという点は同様であっても、たとえば講演会・討論集会、料理・育児講習会、生活相談など運動の形態を多様化させ、対象とする社会階層を拡大していく。女性運動が活性化した理由は、身分法制定ほか法のうえでは女性解放の道が開けながら、男女不平等が変化していないという社会的現実があったからにほかならない（Medimegh 1992）。女性運動と労働運動や人権擁

護運動との関係を概括すると、前者については労働組合総同盟の女性部が活動的な活動を開始したこと、後者については1977年に設立されたチュニジア人権擁護連盟（LTDH）が政治犯の釈放や政治弾圧に対する救済などのほかに離婚や家庭内暴力に対する相談や職業斡旋などの日常活動を展開したことなど、女性運動と補完的な関係にあった。

それに対して、イスラーム運動はやはり70年代末から顕在化するが、身分法の改正や「女性は家庭に帰れ」運動など、女性問題に直接に関連するような取り組みを行った。単純化していえば、それは経済危機によって社会情勢が悪化し、社会変化のなかでアイデンティティの危機が高まって、イスラームとアラブ的伝統への回帰が大衆の支持を得たからである。それを象徴するのが女性問題であり、イスラーム運動の目標は、身分法の条項のなかでも反イスラーム的とみなした複婚制禁止条項を廃止することであった。それに対して女性たちが危機感を抱いたことはいうまでもない。とはいえ、イスラーム運動のなかにも女性活動家があり、いったんは脱ぎ捨てたヴェール（ヒジャーブ）をふたたびまとって老人介護や孤児救済などの社会活動を行い、支持層を拡大するうえで大きな役割を果たしたことを見逃すことはできない。イスラーム運動は、復興党（ナフダ党）を組織したが認可が下りず、1987年にイスラーム指向運動（MTI）と名称を改めて、デモなどの街頭運動を開催し、ブルギバ政権末期に厳しい弾圧を受けた（Burgat 1988）。

新しい女性運動の象徴ともいえるのが、ベンアリー政権の成立後に設立されたチュニジア民主女性協会（ATFD）であったが、その詳細はIVで述べることにしたい。

IV. ベンアリー政権と身分法改正

ブルギバ大統領は、物価暴動の後86年にムザーリ首相を解任し、スファル（Bachir Sfar）首相、ベンアリー首相と、トカゲがしっぽを切ることによって危機を逃れるようにつぎつぎと首相を交替させながら、最高権力者としての地位を保ってきた。ところが、ブルギバ大統領は、1987年11月にベンアリー首相によって解任されてしまい、ベンアリー政権が成立した。ベンア

リード大統領は、大統領が廃疾状態になった時には首相が交代して大統領を代行するという憲法の規定にもとづいて政権交代が行われたことを強調するとともに、新時代を提唱して民主化の推進や社会運動への制限を緩和することを発表した。ブルギバと異なってベンアリーは「建国の父」ではなく、唯一の正統性の基礎は合法性であるから、そのような政策を実施したのである。それが80年代末にイスラーム運動、人権擁護運動、女性運動などを高揚させた条件となった。ところが、ドストール党の名称を立憲民主連合（RCD）と改称して政府与党を改組し、地方行政機構と与党との関係を強めることによって政権基盤を安定させることに成功すると、ベンアリー大統領は91年頃からふたたび社会運動への統制を強化した。92年の大統領選挙の際に、対立候補として立候補しようとした人権擁護連盟の会長を投獄したり、MTIへの弾圧を強化したりしたのが、そのあらわれであった。同大統領は、軍情報部長官や内務相を歴任していたことからもわかるように治安対策のエキスパートであり、外国のメディアはベンアリー政権の負のイメージ（権威主義）について激しく批判しはじめた（Beau 1999）。

それに対するベンアリー政権の対応の一つが、一連の女性政策とくに93年の身分法改正であった。上述のように身分法の制定はブルギバ政権の近代主義・改革主義の象徴であり、70年代以降、身分法の改定をめぐって保守派と改革派の対立が高まっていた。ベンアリーは88年にも身分法尊重を表明したことがあるが単にそれだけであり、女性の政界進出に対しても消極的であった。ところが、91年に女性調査研究情報文献センター（CREDIF）と「女性と開発」委員会を設立したのを手始めに女性政策を意欲的に展開しはじめた。すなわち、1992年の「女性の日」演説では、女性の地位向上や権利の確立をとなえて女性家族問題庁（後に省に昇格）の設立を発表し、翌93年7月から身分法、国籍法、労働法と女性関連法規の改正をつぎつぎと実施していく。身分法の主要な改正点は、妻の夫への服従条項を廃止して「相互の思いやりと助け合い」に置き換えたこと、未成年の娘の結婚に母親の同意を必要とする条件を付け加えたこと、などである。国籍法については、父親がチュニジア国籍をもつ場合だけ子供の国籍取得を認めていたのに対して、母

親のみがチュニジア人である場合も子供はチュニジア国籍を取得できることになった。労働法については、女性の夜間労働規制を緩和する、などの措置である。あるジャーナリストは、このような女性政策を「国家フェミニズム（ないし制度的フェミニズム）」と名付け、近代主義・改革主義の継承者としての政権イメージを固めるためであったと評価している（Bessis 1999）。事実、チュニジア政府発行の刊行物（パンフレット他）や政府ホームページ（www.tunisie.com）では、女性政策について重点的な広報活動を展開しており、CREDIFは女性の現状報告（CREDIF 1994）のほかさまざまな出版物を発行している。また女性家族問題省が1995年の北京会議5年後の現状をとらえた報告書（Tunisie 2000）は、きわめて高い内容のものである。

このような政府の女性政策に対して、女性運動はどのような対応を試み、現在どのような状態にあるのだろうか？上述した民主女性協会（AFTD）の例を中心にして検討を試みておこう。

同協会は、1986年頃から活動を開始していたが、中心メンバーは、大学・労働組合関係者など主として都市のエリート女性であったが、財政基盤が固まらないなかで、講演会・集会などを開催して会員を少しずつ拡大し、1989年にNGOとして認可を受けた。その当時は会員300名で、チュニス本部の他郊外や地方都市に2つの支部しか持たない小さな団体であった。イスラーム運動に対抗するために政治的な傾向を強め、両性の平等と女性差別の廃絶、女性の人権と市民権の擁護、女性への暴力との戦いなどの目標を掲げ、日常活動として各種の女性相談（家庭内暴力、離婚裁判関連）などを実施して、勢力を拡大していった。それとともに集会の開催や声明の発表のような手段の限界が明らかになり、91年に政府の補助金を受けるか否かをめぐって設立メンバーの間で見解の相違があきらかになり、分裂の危機を迎えた（Daoud 1993）。その後の経過は明かではないが、99年に開催された同協会の集会の記録「10年間の経験」によると、活動のピークは93～94年であったと思われ、その後は活動に参加するメンバーや相談に来る女性数なども減少した。その集会では活動がなぜ沈滞したか、どうすれば再活性化ができる

か、という問題が提起されている（Association 1999）。

チュニジア政府のホームページには、上述の UNFT, AFTD のほか 9 つの女性団体があげられているが、その内訳は、社会開発関連が 5 つと母親協会、移民女性向上協会、人権連盟支部、赤三日月社委員会などである（www.tunisie.com, 2001）。上記の団体は、財政的には政府の補助金を受けたり、各種外国 NGO の財政的支援を受けたりしているが、活動状態については明かではない。一般的にいえば、政府自体が女性運動を代弁して「国家フェミニズム」を掲げるなかで、女性運動がいかに自立性を維持しながら、運動を開拓していくか、という問題に直面しているに違いない。AFTD のような政治志向の高い団体にとっては、政府に対抗しない限り存在意義に乏しく、とはいえる彈圧を受けることは避けなければならない。その点、社会開発関連の NGO のほうが、実質的には活動についても選択肢を保持できるのではなかろうか。

V. おわりに

これまで身分法（家族法）をめぐってチュニジアのブルギバ政権とベンアリーエー政権の政治体制と女性政策を比較するとともに、さまざまな社会運動とともに女性運動の対応について論じてきた。アルジェリアとモロッコという他のマグレブ二国と比較すると、チュニジアの問題がさらに明白に浮かび上がると思われる所以、最後に他の二国の事例について述べておこう。私はマグレブ三国の地域研究に従事しながら、国家と社会という問題領域に关心をもち、政治社会学的アプローチを採用してきた。なぜ、私が女性問題や女性運動について関心をもつか、最後にそのような疑問にも答えてみたい。

アルジェリアは共和制、モロッコは王制というように、政治体制は大きく異なっている。モロッコでは1957年に身分法、アルジェリアは84年に家族法が制定されたが、いずれもイスラーム法に依拠して複婚制ほかを認めるものであった。その点でチュニジアの56年の身分法は、きわめて例外的な事例であった。権威主義体制という点でも、国民動員のイデオロギーとして60年代は民族主義と社会主義、70年代は開発主義の理念が採用されたという点で

も、三国は共通している。70年代から80年代にかけて各国で多様な社会運動が活性化したが、イスラーム運動がさまざまな意味で国民の動員に成功し、政治体制に対して最大の危機となった。モロッコでは、国王の正統性がイスラームに基盤をおいているだけに、国王がイスラームのシンボルを独占し、自立したイスラーム運動に対して厳しい弾圧を加えてきた。そのモロッコでやはり80年代に女性運動が活発になり、身分法の改正をめぐって行動を展開している。また、アルジェリアでは、政権の正統性を社会主义と人民主義に依拠していたが、社会主义の後退とともに、さまざまな社会運動が台頭した。上述の家族法は、政府が「上からのイスラーム化」を推進することによって、「下からのイスラーム化」に対抗しようとした政策の一環であった。1988年のアルジェ暴動を契機として複数政党制に移行したが、選挙を通じてイスラーム政党（FIS）が台頭し、イスラーム政権が誕生しそうになった。危機感を抱いた軍部は、92年にクーデターを起こして民主化過程を中断しイスラーム運動を弾圧したが、その結果10年にわたるはげしい内戦となった。家族法制定に反対するなかで女性運動が活性化したが、イスラーム政党の躍進にもっとも鋭敏に対応して、街頭デモや反対集会を組織したのも女性団体であった。民主化への復帰過程で女性運動ほかさまざまな社会運動が活性化しているが、女性運動の目標は家族法の改正である（宮治一雄 2002）。

このように、モロッコとアルジェリアでは身分法ないし家族法がイスラーム法に全面的に依拠しているために、女性運動の目標はその改正（とくに複婚制の禁止）に置かれている。しかし、チュニジアではそうした目標が56年の身分法制定や93年の改正ですでに達成されている。権威主義を隠蔽するための「国家フェミニズム」という指摘は一面ではあたってはいるが、チュニジアの女性が相対的にいえばより進んだ法的地位をもっていることは評価されなければならないだろう。本稿ではくわしく述べることができなかったが、アルジェリアやモロッコに比べると、チュニジアでは女性の就学率・就業率ともに高く、男女隔離という点でも女性たちが（やはり相対的にいえば）厳しい規制から解放されていることも疑いない。そのような状態で女性運動は、ATFDが直面しているような別の課題に対処しなければならなく

なるのである。

三国の女性運動の間では連帯の動きがすでにあって、相互の状況についてもかなり深く知った上で提携の方法を女性たちは模索している。それが新しい地平を開く可能性は高い。文献目録が示しているように、三国の女性問題を比較しながら論じている文献がかなり多く、モロッコでチュニジアやアルジェリアに関する文献が刊行されている。1999年から翌年にかけて実施した現地調査では、三国で女性関連NGOや女性研究者・実務家と面会する機会があったが、彼女らは實に賢く逞しかった。

女性問題は、一般的にも国家と社会の関係が変化していることを鋭くあらわす指標であるが、マグレブ三国のようなイスラーム社会においては、とくにイスラーム法やイスラーム運動との関連で、女性運動の研究は特別の意味をもっている。本稿でチュニジアの身分法と女性運動を取り上げたゆえんである。

(本稿は、99年度に海外研修中に行った現地調査報告の一部である)

参考文献

- 黒田美代子訳 1990『チュニジア私的関係法』、国際大学中東研究所
塙陽子 1999『イスラム家族法——マグレブ諸国およびセネガル』、信山社
宮治一雄 1982「チュニジアの1981年選挙——政治的自由化・多党化への模索」、『アジア経済』8月号
宮治一雄 1985「モロッコとチュニジア——物価暴動と政治体制」 宮治一雄編『中東の開発と統合』、アジア経済研究所
宮治一雄 1994『アフリカ現代史V——北アフリカ』、山川出版社
宮治一雄 2002「総論——イスラーム地域の民主化と民衆運動」、私市正年編『イスラーム地域の民主化と民衆運動』、東京大学出版会（未公刊）
Association Tunisienne des Femmes Démocrates 1999
Forum-Dix ans d'expérience : quelles lectures ? quel devenir ? Tunis, Dactylo.
Bakalti, Soad 1996

- La Femme tunisienne au temps de la colonisation, 1881–1965*, Paris, l'Harmattan
- Bessis, Sophie 1999
 «Le féminisme institutionnel en Tunisie», Agnes Fine et al. *Femmes du Maghreb* ; Toulouse, Presse Universitaire du Mirail
- Beau, Nicolas et al. 1999
Notre ami Ben Ali-L'envers du «miracle tunisien» , Paris, La Découverte,
- Bormans, Maurice 1979
Documents sur la famille au Maghreb de 1940 à nos jours, Roma, Istituto per l'Oriente
- Burgat, François 1988
L'Islamisme au Maghreb-La voix du Sud, Paris, Karthala
- Chamari, Alya Chérif 1991
La Femme et la loi en Tunisie, Casablanca, Editions le Fennec
- CREDIF 1994
Femmes de Tunisie—Situation et perspectives. Tunis, CREDIF
- Daoud, Zakya 1993
Féminisme et politique au Maghreb, Paris, Maisonneuve et Larose
- Le Souat, Didier et al. 1999
Emeutes et mouvements sociaux au Maghreb, Paris, Karthala
- Marzouki, Ilhem 1993
Le Mouvement des femmes en Tunisie, Tunis, Cérès Productions
- Medimegh, Aziza D. 1992
Droits et vécu de la femme en Tunisie, Lyon, L'Hermès,
- Meziou, Kalthoum 1999
 «Femmes et changement, le Code de statut personnel et ses réaménagements», *Femmes et changements-Conferences 1997–1998*, Tunis, Ministère des Affaires de la Femme et de la Famille

République tunisienne 1976

Code du Statut personnel, Tunis

Sraieb, Noureddine 1999

«Islam, réformisme et condition féminine en Tunisie : Tahar Had-dad », Agnes Fine et al. *Femmes du Maghreb*. Toulouse, Presse Universitaire du Mirail

Tunisie, Ministère de la Femme et de la Famille, 2000

Rapport national 2000--Suivi de la mise en oeuvre des programmes d'action de Beijing et de Dakar, Tunis